

いじめ問題からみる「心理危機マネジメント」 に関する一考察

－子どもの「心理危機のサイン」を捉える－

A Study on the View from the Bullying Problem "Psychological Crisis Management":

From the Viewpoint of "Psychological Crisis"

小沼 豊・山口豊一

Yutaka KONUMA, Toyokazu YAMAGUCHI

要 旨

本研究では、子どもの心身に大きな影響を及ぼす「いじめ」に関して、「心理危機マネジメント」の理論から対処方略の可能性について検討することを目的とした。まず、学校安全の観点から「危機管理」が想定している「リスク・マネジメント」と「クライシス・マネジメント」の2つの枠組みを示した。次に、「いじめ」定義の変容過程に着目し、法律整備も含めた現状理解を図った。最後に、「いじめ」に対する「心理危機マネジメント」に方略について、学校心理学の心理教育的援助サービスにおける「一次的援助サービス」の観点から、事例をもとに検討した。その結果、子どもの「心理危機のサイン」を早期に捉えてマネジメントするためには、教員による学級風土づくりや子ども一人一人の様子を多角的に「チーム」で捉えていく重要性が示唆された。

キーワード：いじめ、子どもの心理、心理危機マネジメント、いじめ予防、早期発見

1. 問題と目的

1. 1 「いじめ」問題の視点

「いじめ」は、学校現場において重要な課題である。「いじめ」によって、子ども（以下：幼児児童生徒を含む）は心身の危機に直面する。そして「いじめ」は、子どもたちの生命の選択に深刻な影

響を及ぼすことになる。学校（教員）は、「いじめ」といった子どもの心身に影響を与える危機に対して、的確に対応していかなくてはならない。学校（教員）は子どもにとって、安全で安心な場を提供することを要求されている。

「危機」に関して、上地（2003）によると「危機（crisis）とは、ギリシャ語のクリシス（krisis）が語源であり、重大な事態が良い方向へ向かうのか、逆に悪い方へ向かうのかの分かれ目となる重要な『分岐点』を意味する」と述べている。そして、「危機管理」という言葉が使われたのは、阪神大震災及び地下鉄サリン事件をはじめとするオウム真理教関連事件の発生以降であると言われている（加藤，1999）。学校における「危機管理」については、「学校安全」の中で論じられ「安全な場所」としての学校の役割について検討されてきた。

「いじめ」問題の対応では、その学校マネジメントが上手く機能しないことがある。例えば、2010年に群馬県桐生市で発生した小学6年生の女児の自殺といった、「いじめ」が原因と考えられるケースが指摘できる。群馬県桐生市の事件によって、文部科学省は2010年11月9日に都道府県教育委員会に対し、「いじめ」の兆候をいち早く把握して迅速に対応することや、「いじめ」問題が生じた場合、隠さずに家庭・地域と連携するように、「いじめの実態把握及びいじめ問題への取組の徹底について（通知）」を出している。この通知にあるように「いじめ」の兆候をいち早く把握して迅速に対応するという点について、桐生市の女児のケースは自殺に至るまでに「給食の時間に1人で食べていたこと」、「1人で食べるようになってから欠席が急増していたこと」、「作文に傷つくことを言われたと綴っていたこと」などという心身の苦痛を表すサインを見逃し続けた例と言える。

1. 2 心理危機マネジメント

子どもの心理危機のサインに関して、山口・小沼・高橋（2015）は瀧野（2006）を参照して「心理危機マネジメント」という概念を提唱している（表1）。すなわち、子どもの置かれている危機に早期に気づき対処し、仮に「心理危機のサイン」を捉えられなかったとしても、子どもの心理危機の状態を迅速に取り除くことに力点を置いている。そしてこの定義は、学校心理学の3段階の援助サービス（1 次的援助サービス、2 次的援助サービス、3 次的援助サービス）にも通じている。特に、1 次的援助サービスは、「全ての子ども」を対象として発達促進的あるいは予防開発的な援助サービス（石隈，1999）であり、「いじめ」問題を早期に発見し対処する上で重要な視点となる。子どもの安全で安心した環境を守るために、日頃の子どもの様子から些細な兆候を捉えていくことが重要になる。

表1 「心理危機マネジメント」の定義

<p>「心理危機のサイン」とは</p> <p>「自分では、どう対処してよいかわからず、どうしようもない状況下において、自らの辛い思いや苛立ちを、担任や身近な大人に知らせようとするものであり、目に“みえない”あるいは“みえにくい”を含む心のサイン」と定義する。</p> <p>「心理危機マネジメント」とは</p> <p>①児童生徒の「心理危機のサイン」を早期に捉え、児童生徒の取り巻く環境をマネジメントすることによって、事態が大きくなる前に未然に防止すること（リスク・マネジメント）。</p> <p>②児童生徒の「心理危機のサイン」を捉えきれず、子どもが心理危機の状態にある際に迅速に、援助サービスを展開すること（クライシス・マネジメント）。</p> <p>と定義する。</p>
--

1. 3 本研究の目的

子どもの心身に大きな影響を及ぼす「いじめ」に関して、「心理危機マネジメント」の理論から対処方略の可能性について検討していくことを目的とする。そのためには、まず「危機管理」から想定される「リスク・マネジメント」と「クライシス・マネジメント」の2つの枠組みを捉えていくことが必要である。次に、「いじめ」定義の変容過程に着目し、法律整備も含めた現状を捉えていく。最後に、「いじめ」に対する「心理危機マネジメント」の方略について、学校心理学の心理教育的援助サービスにおける「1次の援助サービス」の観点から、事例をもとに検討していくことにする。

2. 「リスク・マネジメント」と「クライシス・マネジメント」

子どもの「心理危機のサイン」をマネジメントしていく「心理危機マネジメント」は、「リスク・マネジメント」と「クライシス・マネジメント」の2つの側面がある。すなわち、「リスク・マネジメント」とは、「危険因子を早期に発見して除去または回避することで、事故・事件の発生を未然に防ぐこと」である（瀧野，2006）。子どもの安全・安心に関する危険を早期に捉え、危険の発生を未然に防ぐということである。例えば、最近子どもの表情が暗くなってきている。登校時間が遅くなってきている。1人であることが目立ってきている、などといった子どもの心身に關わる様子が挙げられる。また、学校施設の整備の点検や安全マップづくりといったことも含まれよう。

一方、「クライシス・マネジメント」は、「事件・事故の発生に対して迅速に対応し、被害を拡大しないように対処することである。そして、早期に安全・安心感を回復すること」である（瀧野，2006）。

例えば、事件・事故が発生した際に、危機に直面した子どもの心のケアや保護者への連絡・報告といったことや、平常時への回復に向けての計画やマスコミへの対応といったことが挙げられる。

事件・事故は完全に予測することは不可能である。そうした状況下においても、事態の発生に対しては、迅速に対処し被害を最小限に抑えていく「クライシス・マネジメント」を有効に機能させていく必要がある。更に、可能な限り危機を予測し、事態が拡大（いじめ、自殺など）する前に、状況を改善させていく「リスク・マネジメント」に重きを置く必要がある（表 2）。

表 2 危機の段階と対応例

段階	内容	対象者	学校の対応	具体的な取組例
リスク・マネジメント (予防活動)	「いじめ」や「自殺」 予防教育や子どもの心 の安定	全ての子ども	日常の教育活動	命の教育 心理教育 教育相談週間
クライシス・マネジメ ント (危機介入)	「いじめ」や「自殺」 の危険の早期発見とリ スクの軽減	危機が高いと考えられ る子ども	援助チームの形成 (危機対応チーム)	援助会議 子どもの安全確保とケ ア
	「いじめ」「自殺」未 遂の対応	当該子どもと影響を受 ける子ども	援助チームの形成 (危機対応チーム)	援助会議 当該子どもと周囲の子 どもケア
クライシス・マネジメ ント (事後対応)	事件・事後発生後の周 囲への心のケア	遺族と影響を受ける子 ども	援助チームの形成 (危機対応チーム)、 教育委員会、関係機関 との連携	保護者会 当該子どもと周囲の子 どもケア

「いじめ」や「自殺」といった問題に対するマネジメントを目的とした際には、「リスク・マネジメント」の視点が重要である。なぜなら、事態が発生してからの対処ではなく、予防開発的な段階での対処ができれば 1 人でも多くの子どもの安全・安心に寄与できるからである。すなわち、「いじめ」問題における学校（教員）の的確な対応が求められ、想定外のことを想定したマネジメントを展開できるかが重要といえる。そこでは、「いじめ」をいかにして捉えていくかが鍵になる。

「いじめ」の様態を捉えるために、文部科学省（平成 22 年）は事実関係の究明を行い、いじめの加害者に毅然とした指導を行い、被害者の立場から学校（教員）が徹底して対応していくこととしている。これまで学校（教師）は、文部科学省の定義を用いて「いじめ」を判断してきている。そこで以下では、「いじめ」定義の変容過程を法律整備も含めて検討していくことにする。

3. 「いじめ」定義の変容と法律整備

3. 1 「いじめ」定義の変容過程

「いじめ」定義は、1986年の実態把握調査の際に始まり、これまで1994年と2006年に変更がなされ、2011年の滋賀県大津市中学2年生の「いじめ」自殺事件を契機に成立した「いじめ防止対策推進法」で定義がなされている（表3）。

表3 「いじめ」定義の変容過程

時期	I 期	II 期	III 期
	1986年～1993年	1994年～1996年	2001年～2006年
定義	「いじめ」とは、「①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているものであって、学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わないもの」とする。	「いじめ」とは、「①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」とする。	「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。（※1）
		なお、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うこと。	なお、起こった場所は学校の内外を問わない。
背景	「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」において、「暴力行為」とは別に「いじめ」のカテゴリーを設けて調査を始めた。	愛知県西尾市中学2年生の「いじめ」による自殺事件。教師が「いじめ」に荷担しており、学校（教師）の在り方が問われた。	北海道滝川市小学6年生、福岡県筑前町の中学2年生の「いじめ」自殺事件などから、II期での定義では不十分さが指摘された。

2013年に成立した「いじめ防止対策推進法」の施行に伴い、下記のように示されている。すなわち「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」と明記されている。そして、「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。こうした事案に対しては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが重要になると言える。

【Ⅰ期：1986年～1993年「いじめ」定義の設定】

1985年に当時の文部省は、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」において、「暴力行為」とは別に「いじめ」の Kategorie を設けて調査を始めた。1986年の調査からは、いじめを「①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続して加え、③相手が深刻な苦痛を感じているものであって、④学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの」と定義して実態を把握した。すなわち、教育問題として「いじめ」に焦点が当たった時期と言える。

【Ⅱ期：1994年～1996年 いじめられた子どもの立場に立脚】

1994年に発生した愛知県西尾市中学2年生（大河内清輝くん事件）の「いじめ」による自殺事件によって、「いじめ対策緊急会議」が設置され「いじめ」定義や対応についての通知・調査方法の変更が行われた。1994年からの定義は、これまであった「学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの」という内容を除外し、「いじめ」とは、「①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの。④なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」とし、さらに「個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと」という内容が付け加えられた。「いじめ」が見えにくいところで発生しており、子どもが教師や大人に訴える場合ばかりではない実態に対応するものである。

【Ⅲ期：2001年～2006年 「加害者」の厳罰化】

2006年に発生した北海道滝川市の「いじめ」自殺事件は、小学6年生の「いじめ」自殺にかかわる「いじめ」の認定や学校の対応の問題が浮き彫りになった。そしてまた、同年に発生した福岡県筑前町の中学2年生の「いじめ」自殺事件、文部科学大臣宛ての「いじめ」自殺予告の手紙といったことを受けて、「いじめ」定義の変更が行われた。すなわち、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない」と定義変更され、「いじめは人間として絶対許させない」と提起し、加害者の厳罰化と被害者を守るというものである。これまでの定義の内容から「自分より弱い者に対して一方的に」という力関係があるかどうかという基準を除外した。そして、「継続的」であるか否かの条件と「深刻な」という程度の基準を併せて削除した。これは、いじめの問題が、暴力や暴言などの「直接的物理的攻撃」や「直接言語的攻撃」というものから、相手を排除したり無視したりする「非直接的攻撃（関係性攻撃）」やネット・携帯電話を媒介としたものへと変化に対応したものであると言える。

【子どもの安全・安心に関わる法律事項】

2001年に発生した大阪教育大学池田附属小学校の不審者侵入事件によって、子どもの安全・安心を再考する契機となり、学校保健安全法の改正がなされた。特に同法26条は、「加害行為」について明記されたことが特徴であると言える。そしてまた、2011年に発生した滋賀県大津市の中学2年生の「いじめ」自殺事件は、「いじめ防止対策推進法」の制定に繋がった。「いじめ」問題に関する唯一の法律であり、学校（教員）や国・自治体（教育委員会）の責任を明記しているのが特徴である。

このように、「いじめ」定義の変容についてみてきたが、「定義」変更には事件に対する学校（教員）の対応の不備や社会的背景が影響していると言える。特に、Ⅰ期・Ⅱ期であった「自分より弱い者に対して一方的に」、「相手が深刻な苦痛を感じているもの」という文言は、学校現場の「いじめ」の様態を不明瞭にさせてしまっていたと言え、子どもの「心理危機のサイン」を捉えるには困難であったと言える。そしてⅢ期の定義では、子どもが「いじめ」を受けたと感じたら、それは「いじめ」として捉え、加害生徒の指導・教育に努めなくてはならないということになった。

以下では、子どもの安全・安心を守るための法律整備（「学校保健安全法」「いじめ防止対策推進法」）について検討していくことにする。

3. 2 「学校保健安全法」「いじめ防止対策推進法」

「学校保健安全法」－「加害行為」の明記 第26条－

学校保健安全法は、子どもの安全・安心に着眼を置き規定している法律である。2001年に起こった、大阪教育大学池田附属小学校などの不審者侵入事件をはじめ、登下校中の連れ去り事件など、子どもの被害事件を背景として学校保健法の一部が改正された（2008年6月に公布され、2009年4月1日より施行された）ものである。法律の側面から学校（教員）側が子どもに対する安全・安心の場の提供に資する義務があることを明記したものである。同法の中で特に、子どもの安全・安心を明記しているのは、学校保健安全法第26条である。すなわち、同条には「学校において、事故、加害行為、災害等により児童生徒等に生じる危険を防止」することが規定されている。この中の「加害行為」について、「他者の故意により、児童生徒等に危害を生じさせる行為を指す」とされ、「不審者が児童生徒等に対して危害を加えるような場合等」とされている。さらに「いじめや暴力行為などの児童生徒同士による傷害行為も含まれる」とされ、「いじめ」などにより子どもが「身体的危害を受けるような状態」にあり、子どもの安全確保が必要な場合には、「学校安全の観点から本法の対象となる」と明記されている。つまり、子どもを「いじめ」行為によって、他者に対して「危険を及ぼす存在」として捉えるようになったのである。「いじめ」を行っている子どもを危険を及ぼす存在として捉えることは、「心理危機マネジメント」の観点からしても重要である。

「加害行為」を起こす子どもを、教室から排除するかどうかは議論の余地があるが、文部科学省（2007）は、「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」の通知において、「他の児童生徒の教育を受ける権利を保障するために採られる措置」として「出席停止」制度の活用を求めてきた。つまり、学校は子どもの安全・安心を確保すること、と同時に「心理危機マネジメント」の観点から「出席停止」の制度の活用に法的根拠を有することになったと言える。学校現場では、「加害行為」を起こす子どもを、危険や危険因子と捉え「出席停止」の処置を講ずるには慎重な判断を要することになるが、厳しい判断を下すことも必要であろう。

「いじめ防止対策推進法」

「いじめ防止対策推進法」は、子どもの安全・安心に関わる「いじめ」問題に対する学校（教員）と国・自治体（教育委員会）の責務を規定している法律である。2011年に発生した滋賀県大津市の中学2年生の「いじめ」自殺事件によって、「いじめ」問題に法律整備の必要性が指摘され制定された（2013年6月に成立し9月より施行された）。文部科学省は大津市の「いじめ」自殺事件を受けて、2012年11月に「いじめ問題に関する児童生徒の実態把握にかかる緊急調査」（「いじめ緊急実態調査」）を行った。2011年のいじめ認知件数は、約7万件であったが、「いじめ緊急実態調査」で2012年4月から9月の半年間で「いじめ」認知件数が約14万4千件という結果であった。最終的な確定値は19万8千件であった。

いじめ防止対策推進法は、「いじめ」が①「いじめ」を受けた子どもの教育を受ける権利を侵害し、②「いじめ」を受けた子どもの心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与え、③「いじめ」を受けた子どもの生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある、ということからなる法律である。①「いじめ」の防止、②「いじめ」の早期発見、③「いじめ」対処のために、「いじめ」防止対策の基本理念を定め、国や地方公共団体等の責務を明らかにし、いじめ防止対策の基本事項を規定することを目的とされている（第1条）。学校はいじめの早期発見のための定期的な調査等適切な措置を講じ（第16条1項）、相談体制を確立し（同3項）、関係機関との連携体制整備に努め（第17条）、教職員に対する知識向上のための研修（第18条）、いじめの兆候を発見した者は、学校へその旨を通報し（第23条1項）、学校は速やかに事実関係の有無を確認しその結果を設置者に通告（同2項）しなくてはならない、と規定されている。こうした条文は、「いじめ」を未然に防ぐという「リスク・マネジメント」の側面を有しており、「心理危機マネジメント」を展開していく際に重要である。そしてまた、実際の現場でどのような取り組みが実施されているのかということも捉える必要がある。以下では、学校心理学の「1次的援助サービス」の観点から、事例をもとに検討していきたい。

1 次的援助サービスとしての「心理マネジメント」の例

(埼玉県教育委員会いじめ防止のための取り組み実践事例, 2015 を一部改変)

A 小学校の取り組みを例に挙げる。A 小学校では、いじめ予防のため「児童の望ましい人間関係づくりに関わる教育活動の実践」を行った。子ども一人一人が相手の立場に立ち、お互いに思いやりをもって接することができる心を育むことをねらいとして、縦割り班での活動（給食を一緒に食べる、一緒に遊ぶ、清掃活動を一緒にするなど）を通して、異学年との交流を図り、望ましい社会性を養い、好ましい人間関係の育成を目指した。その結果、異年齢集団による活動を通して学年の子どもと仲良く協力して活動し、豊かな人間関係を育むことができた。また、児童会や代表委員会が計画・運営する活動に校内の全ての子どもで参加することを通して、協力して楽しく豊かな学校生活を築こうとする自主的・実践的態度を育てることができた。

B 小学校では、「学級活動等を通したいじめを生まない学校づくりの実践」として、プラスの言葉かけ（ほめる・励ます・心配する・感謝するなど）を奨励するとともに、マイナスの言葉かけ（けなす・バカにする・欠点を指摘するなど）をしないようにすることで、あたたかな心を育て子ども相互の人間関係をより円滑にし、いじめを生まない環境づくりをすることに取り組んだ。同時に、帰りの会等を活用し、言われてうれしかった言葉を発表したり、校内の全ての子どもに目に付くところにその言葉を掲示したりするなどして意識を高める取り組みも行った。その結果、温かい言葉を意識的に使用し、それを実際に書き出すという行為によって、児童の思いやりの意識の変化とあいさつの活発化が見られた。

4. 考察

本研究では、「いじめ」定義の変容過程を法律整備も含めて概観し、子どもの心身に大きな影響を及ぼす「いじめ」に関して、「心理危機マネジメント」の理論から対処方略の可能性について、「リスク・マネジメント」と「クライシス・マネジメント」の2つの枠組みから検討してきた。その結果、「いじめ」定義の変容に関しては、重大な事件・事故を契機として「いじめ」の判断を不明瞭にさせていた文言を修正させてきていた。そしてまた、法律整備は「学校保健安全法」「いじめ防止対策推進法」といった中で、子どもの安全・安心が規定されていた。特に、「いじめ防止対策推進法」は「いじめ」に関して規定している唯一の法律であり、法律の理念を達成できるよう学校（教員）の効果的な運用が期待される。

事件・事故の予防（「リスク・マネジメント」）や事件・事故後の介入（「クライシス・マネジメント」）は子どもの心理危機である「いじめ」問題をマネジメントする上で重要になる。そうした危機マネジメントに関する研究は、飯田（2008）も指摘しているように多くはない。また、学校（教員）が予測していない危機にどう対応するのかという課題や（上北・狩野・戸塚，2008）、危機に対する

学校組織の脆弱性も指摘されている（元吉・金井・中西・氏家・瀧野・水野，2010）*1。そうした中において、子どもの「心理危機のサイン」を早期に捉え、マネジメントしていけるかが重要になろう。

日頃の子どもの様子から、的確にアセスメントできるような能力を高めていくことが重要である。複数人での多面的にアセスメント（田村・石隈，2003）していくことや、学校のマネジメント力の向上（山口・菅原・小沼，2016）といった観点や、新任教師の急増が推察される中では、新任教師とベテラン教員とのコンサルテーションによる「チーム援助」（小沼・山口・高橋，2016）の視点も必要になる。

「心理危機マネジメント」の理論でもある『「児童生徒の「心理危機のサイン」を早期に捉え、児童生徒の取り巻く環境をマネジメントすることによって、事態が深刻化する前に未然に防止すること』といった、「リスク・マネジメント」に主眼を置き、1人1人の教師が高い意識をもち、「チーム」で多角的に検討していくことが大切になろう。そしてまた、学年計画の中に「いじめ」予防教育といったプログラムを位置付け、予防開発的な援助サービスを充実させていくことが重要である。子どもの安全で安心できる場の提供のために本稿で検討した、「心理危機マネジメント」が「いじめ」といった子どもの心理危機に効果的なマネジメント方略として寄与することを期待している。

（注）

学校における心理危機マネジメント研究の展開：学校を安全で安心できる育ちの場とするために（自主シンポジウム）元吉忠寛・金井篤子・中西晶・氏家達夫・瀧野揚三・水野治久 日本教育心理学会総会発表文集（52），174-175，2010.

引用文献

飯田順子 2008 学校心理学に関する研究の動向と課題 援助サービスの統合に向けて 教育心理学年報，47，137-147.

石隈利紀 1999 学校心理学—教師・スクールカウンセラー・保護者のチームによる心理教育的援助サービス 誠信書房.

加藤朗 1999 「危機管理の理念と類型」 日本公共政策学会年報セッション（1）.

小沼豊・高橋知己・山口豊一 2016 新任教師と指導教員との「援助チーム」について —チームアセスメントを中心として— 学校心理学会年報 第8巻 99-109.

文部科学省 2007 問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（通知）

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/07020609.htm（2015年8月31日）

- 文部科学省 2008 学校保健法等の一部を改正する法律の公布について(2008年7月9日付け)における「三. 学校安全に関する留意事故」(通知).
- 文部科学省 2010 いじめの実態把握及びいじめ問題への取組の徹底について(通知)
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/04121502/1299428.htm
- 文部科学省 2013 いじめ問題など子共のSOSに対する文部科学省の取組
<http://www.mext.go.jp/ijime/detail/1336269.htm>
- 文部科学省 2013 いじめ防止対策推進法の公布について(通知)
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337219.htm (2015年8月31日)
- 瀧野揚三 2006 学校危機への対応—予防と介入— 教育心理学年報, 45, 162-175.
- 埼玉県教育委員会 いじめ防止のための取り組み実践事例 2015.
<https://www.pref.saitama.lg.jp/kyoiku/kyoikuinkai/hoshin/ijime/jire/index.html>
- 田村節子・石隈利紀 2003 教師・保護者・スクールカウンセラーによるコア援助チームの形成と展開—援助者としての保護者に焦点を当てて— 教育心理学研究, 51, 328-338.
- 上地安昭 2003 教師のための学校危機対応実践マニュアル. 金子書房.
- 上北彰・狩野勉・戸塚唯氏 2008 学校安全と危機管理教育—安全教育から危機管理教育へ— 千葉科学大学紀要 1, 119-133.
- 山口豊一・小沼豊・高橋知己 2015 学校での子どもの危機への介入—事例から学ぶ子どもの支援— ナカニシヤ出版.
- 山口豊一・菅原彩子・小沼豊 2016 学校コミュニティにおける学校マネジメントシステムの開発に関する研究(2)—A 中学校における介入実践的研究— 日本学校心理士会 2016年度大会要旨 66-67.